

利益相反防止規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人みなば（以下「この法人」という。）において利益相反の防止を図り、適正な業務運営を確保することを目的とする。

(自己申告)

第2条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局担当スタッフに書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として、利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局担当スタッフに書面で申告するものとする。

4 理事である事務局担当スタッフが前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事会に対して行うものとする。

(定期申告)

第3条 役職員は、毎年1月と6月に当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局担当スタッフに書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第4条 第2条、第3条の規定に基づく申告を受けた事務局担当スタッフは、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には理事会と、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第2条第4項に規定する場合、申告を受けた理事長又は理事は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局担当スタッフに対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第5条 第2条又は第3条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(本規程の改廃)

第6条 本規約の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。